

# 平成24年度 事業計画

## 1 活動方針

当暴追センターも、平成4年に発足して21年目となった。設立以来、暴力団等による不当要求に対する被害防止相談、各種事業所に対する不当要求防止責任者講習、各種暴追大会を開催する等、暴力団が存在しない明るく住みよい鹿児島の実現を目指して各種活動を積極的に推進している。

一方、県下各警察署管内に1,000余の事業所が参加した企業等防衛対策協議会が結成され、各企業においては、あらゆる契約書や約款等に暴力団排除条項を導入する等して反社会的勢力との関係を遮断する方針を打ち出し、また、各種行政機関においても、暴力団等による不当な要求を排除するための要綱を制定するなど、一層の暴力団排除の気運が高まり、県民総ぐるみの暴力団排除活動が強力に展開されている。

こうした、個々の企業自体や行政機関において、コンプライアンス・プログラム制定の必要性が高まる中で、当暴追センターの指導力が要求される場所である。

県下の暴力団情勢については、本県指定の暴力団四代目小桜一家の勢力は、前年に比べ僅かではあるが減少傾向にあり、県外に本拠を置く六代目山口組傘下の暴力団についても僅かに減少したものの、県内進出の傾向は依然として強く、昨年3月九州新幹線の全面開通に伴い、県内を訪れる人が増している一方で、暴力団関係者が県内に入出入りしている状況も確認されている。従って、依然として対立抗争や新たな組事務所設置も懸念される場所であり、組織形態を隠蔽し、資金獲得活動を多様化・巧妙化させ、その活動実態を不透明化させている現状にある。

これに対し、一昨年4月に「鹿児島県暴力団排除活動に関する条例」が施行され、さらに昨年10月の東京都と沖縄県を最後に全国に「暴力団排除条例」が施行されたことに伴い、社会から暴力団を排除する機運が高まりつつある。

本県においては、暴排条例の他、全国に先駆け暴力団排除活動推進基金も設置されたことから、これにより「暴力団の存在しない明るく住みよい鹿児島県」の実現に向け、これまで以上に関係機関・団体の間に暴力団排除気運の高まりが期待される場所である。

一方、暴力団と親交のあるえせ右翼・えせ同和団体による街頭宣伝活動を圧力にした民事介入暴力事案や不当要求行為等は若干減少したものの依然として発生しており、県民生活に大きな脅威を与えている。

これらから県民を守るために、今後は企業単位の講習会を積極的に推進し、相談事業においては、必要に応じて相談者宅に向いての相談活動或いは地方での責任者講習会の機会を利用しての相談活動を行うなど、積極的な働きかけにより県民総ぐるみで暴力団追放運動を展開していくこととした。

平成24年度の活動方針を

- (1) 暴力団追放意識の普及・高揚
- (2) 暴力団排除活動に対する強力な支援
- (3) 暴力相談に対する適切な対応・出張相談の積極的な推進

- (4) 少年に対する暴力団の影響排除活動の推進
- (5) 行政対象暴力に対する指導の強化
- (6) 不当要求防止責任者講習会及び企業単位での講習会の実施
- (7) 暴力団員の組織からの離脱に対する支援活動の推進

と定め、県警察指導のもと関係機関・団体と緊密な連携をとり、次の事業を積極的に推進する。

## 2 事業活動

### (1) 暴力団追放意識の普及・高揚

#### ア 広報宣伝活動の推進

暴力団追放意識の普及・高揚のため、報道機関・各地方自治体・関係機関団体等に暴力団排除資料の積極的な情報提供を行うとともに、当センター発行の「暴追かごしま」「暴追情報」その他各種広報媒体により

「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」

という「暴力団追放三ない運動」を推進し、暴力団追放意識の普及・高揚に努める。

#### イ 暴力追放大会の開催

県民多数の参加のもと、暴力追放県民大会を県警察と共同開催し、県民各層への幅広い暴力団追放意識の高揚と浸透を図る。

#### ウ 暴力団対策研修会への積極的出席

各地域・職域等に対し、暴力団対策法に規定する暴力団対策責任者講習に準ずる「暴力団対策研修会」の開催を促し、これに積極的に参画し、暴力団情勢及び暴力団対応等の講話を行い暴力団追放意識の拡大・浸透を図る。

#### エ 暴力団追放活動功労者に対する表彰

暴力追放運動を積極的に推進し、多大の功労があると認められる個人・団体に対する表彰を行う。

### (2) 暴力団排除活動に対する強力な支援

暴力団排除組織の積極的な活動を促すために、次の援助を行う。

#### ア 各地域・職域の暴排組織に対する積極的な情報（資料）の提供支援

#### イ 暴力団組事務所等の立ち退き・建設阻止等の暴力団追放運動の支援

#### ウ 各地域・職域・団体等による暴力追放大会等に対する支援

#### エ 地方への暴力団進出に対し、迅速・的確な住民への暴力団排除支援活動

#### オ 企業等自主暴力団排除組織による暴力団対策研修会への支援

#### カ 各種行政機関の職員を対象にした研修会等への支援

### (3) 暴力相談に対する適切な対応・出張相談の積極的な推進

#### ア 暴力追放相談委員による相談

当センターにおいて面接・電話・メール等による相談に応じるとともに、事案によっては県警察及び県弁護士会の協力を得た適時・適切な指導を行う。

イ 民事介入暴力相談所の開設

暴力相談被害者の迅速な救済を図るため、県警察の協力を得て、毎月第2火曜日を「民事介入暴力相談日」と定め、県警察合同による相談所を開設する。

ウ 地方における民事介入暴力相談に対する支援の強化

相談者を安心させるためには面接して相談に応ずることが重要であることから、地方からの電話による相談には、可能な限り暴力追放相談委員が直接相談者宅等を訪問して適宜適切な対応に努めるほか、地方での責任者講習会の機会を利用しての相談活動を積極的に行うこととする。

(4) 少年に対する暴力団の影響排除活動の推進

ア 少年に対する影響排除事業

少年に対する暴力団の影響排除のため、警察及び防犯団体等と緊密な連携を取り、暴力団予備軍等の実態把握に努め必要な措置をとる。

イ 研修活動

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する少年指導委員に対し、暴力団の実態及びその対応策について研修を行う。

(5) 行政対象暴力に対する指導の強化

暴力団が公共工事の利権獲得のため、自治体職員等の行政機関を対象にした不当要求事案や組員による生活保護の不正受給が多発していることから、各種行政機関を対象とした講習会の開催等の指導を強化する。

(6) 不当要求防止責任者講習会及び企業単位での講習会の実施

暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者講習（公安委員会委託事業）については、講習会講師・警察本部担当者・暴追センター職員による合同研修会を開催する等して講習内容の充実強化を図り、事業所における不当要求行為の被害防止対応策等の向上を図る。

(7) 暴力団員の組織からの離脱に対する支援活動の推進

暴力団員等の組織離脱・就労支援を積極的に推進するために次の活動を行う。

ア 組織離脱・就労等の相談については誠実かつ迅速に対応する。

イ 矯正教育・保護更生機関との連携を積極的に行う。

ウ 雇用賛同企業を幅広く確保する。

エ 警察等関係機関団体への援助要求を適時・適切に行う。

(8) その他

ア 暴力追放推進委員制度の効果的な運用

暴力追放推進委員の活動促進のため、暴力団員の活動状況の情報交換や暴力追放運動推進のあり方等について研修会を行い、活動の促進を図る。

# 平成24年度 月別事業計画

## 1 毎月共通の推進事項

- (1) 暴力団追放意識の普及・高揚
- (2) 暴力団排除活動に対する強力な支援
- (3) 暴力相談に対する適切な対応・出張相談の積極的な推進
- (4) 少年に対する暴力団の影響排除活動の推進
- (5) 行政対象暴力に対する指導の強化
- (6) 不当要求防止責任者講習会及び企業単位での講習会の実施
- (7) 暴力団員の組織からの離脱に対する支援活動の推進

## 2 月別事業計画

月別	事業種別	事業の内容
4月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 理事会・評議員会の開催準備 (3) 広報紙の発行 (4) 監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・10日)</li> <li>・ 平成24年度第1回通常理事会及び定時評議員会の諸準備</li> <li>・ 「暴追かごしま21号」の発行</li> <li>・ 監事による監査(第3週〔予定〕・暴追センター)</li> </ul>
5月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 暴力団排除運動の推進 (3) 理事会・評議員会 (4) 奄美ブロック暴力追放推進委員・少年指導委員合同研修 (5) 不当要求防止責任者講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・8日)</li> <li>・ 県警「暴力団総合対策特別強化月間」に伴う暴排運動の推進</li> <li>・ 平成24年度第1回通常理事会及び定時評議員会開催(16日・自治会館)</li> <li>・ 奄美ブロックの暴力追放推進委員・少年指導委員に対する合同研修会の開催(22日・奄美文化センター〔予定〕)</li> <li>・ 奄美・出水・錦江警察署管内で実施</li> </ul>
6月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 広報紙の発行 (3) 不当要求防止責任者講習 (4) 民暴研究会の開催 (5) 県暴追協総会 (6) 九暴連協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・12日)</li> <li>・ 「暴追情報89号」の発行</li> <li>・ 鹿児島西・横川・南九州・肝付・徳之島警察署管内で実施</li> <li>・ 民暴弁護士・県警察・暴追センター三者による民暴研究会開催(日・弁護士会館会議室)</li> <li>・ 県公共事業体等暴力追放連絡協議会総会(5日・鹿児島市民文化ホール)</li> <li>・ 九州ブロック暴追センター連絡協議会(25日・鹿児島)</li> </ul>
7月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 少年指導委員研修会開催 (3) 不当要求防止責任者講習 (4) 全国暴力追放担当者研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・10日)</li> <li>・ 少年指導委員に対する研修会の開催(除・奄美ブロック)(6日・県民交流センター)</li> <li>・ 鹿児島中央・薩摩川内・屋久島警察署管内で実施</li> <li>・ 全国暴力追放相談委員・責任者講習担当者研修会(18日・TKP東京駅日本橋ビジネスセンター)</li> </ul>

月別	事業種別	事業の内容
8月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 広報紙の発行 (3) 暴力団排除運動の推進 (4) 不当要求防止責任者講習 (5) 公安委員会立入検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・14日)</li> <li>・ 「暴追情報90号」の発行</li> <li>・ 県警「少年の非行防止月間」に伴い少年に対する暴力団の悪影響を排除する広報活動の推進</li> <li>・ 南さつま・伊佐警察署管内で実施</li> <li>・ [予定]</li> </ul>
9月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 暴力団排除運動の推進 (3) 不当要求防止責任者講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・11日)</li> <li>・ 第21回暴力追放県民大会開催(鹿児島市大会)(4日・鹿児島市民文化ホール)</li> <li>・ 志布志・鹿児島西・鹿屋・さつま警察署管内で実施</li> </ul>
10月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 広報紙の発行 (3) 暴力団排除運動の推進 (4) 不当要求防止責任者講習 (5) 暴力追放推進委員研修 (6) 全国暴追センター20周年記念行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・9日)</li> <li>・ 「暴追情報91号」の発行</li> <li>・ 県警「暴力団総合対策特別強化月間」に合わせて積極的な広報活動の推進</li> <li>・ 沖永良部・霧島・曾於・枕崎警察署管内で実施</li> <li>・ 暴力追放推進委員に対する研修会の開催(3日・県民交流センター)</li> <li>・ [予定]</li> </ul>
11月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 暴力団排除運動の推進 (3) 暴力団離脱者社会復帰対策協議会 (4) 不当要求防止責任者講習 (5) 全国暴力追放大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・13日)</li> <li>・ 鹿児島市暴力追放市民大会開催(18日甲突川左岸)</li> <li>・ 暴力団組織離脱者社会復帰対策協議会開催(15日・自治会館 [予定])</li> <li>・ 阿久根・鹿児島中央・種子島警察署管内で実施</li> <li>・ 全国暴力追放運動中央大会(27日東京・明治記念館)</li> </ul>
12月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 暴力団排除運動の推進 (3) 不当要求防止責任者講習 (4) 民暴研究会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・11日)</li> <li>・ 県警「年末年始における特別警戒月間」に合わせて積極的な広報活動の推進</li> <li>・ 始良警察署及び喜界幹部派出所管内で実施</li> <li>・ 民暴弁護士・県警察・暴追センター三者による民暴研究会開催(日・警察本部会議室)</li> </ul>
1月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 暴力団排除広報 (3) 広報紙の発行 (4) 不当要求防止責任者講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・8日)</li> <li>・ 県警「年末年始における特別警戒月間」に合わせて積極的な広報活動の推進</li> <li>・ 「暴追情報92号」の発行</li> <li>・ 日置・いちき串木野警察署管内で実施</li> </ul>
2月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 不当要求防止責任者講習 (3) 専務理事研修会 (4) 九弁連協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・12日)</li> <li>・ 鹿児島南・指宿・瀬戸内警察署管内で実施</li> <li>・ 全国センター専務理事研修会(日・TKP東京駅日本橋ビジネスセンター)</li> <li>・ 日本弁護士会九州ブロック民事介入暴力対策協議会( )</li> </ul>

月別	事業種別	事業の内容
3月	(1) 民暴相談所の開設 (2) 会議・研修等	・ 合同民事介入暴力相談所の開設(第2火曜日・12日) ・ 平成24年度第2回通常理事会開催